

東海第二発電所の発電用原子炉設置変更に係る経理的基礎について

1. 審査事項

審査事項	適合性	原子炉設置変更許可申請書等
<p>原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号(経理的基礎に係る部分に限る)について</p> <p>その者に発電用原子炉を設置するために必要な経理的基礎があること。</p>	<p>(イ)今回の原子炉施設の変更に係る・重大事故等対処施設他設置工事に要する資金は、合計約1,740億円である。</p> <p>(ロ)工事資金については、自己資金及び借入金により安定的に確保しており、今後も自己資金及び借入金により工事資金を安定的に確保していく。</p>	<p>添付書類三</p> <p>1. 変更の工事に要する資金の額 本変更に係る重大事故等対処設備他設置工事に要する資金は、合計約1,740億円である。</p> <p>2. 変更の工事に要する資金の調達計画 自己資金及び借入金により工事資金を安定的に確保していく。</p>

2. 資金調達実績及び計画

- 東日本大震災後の平成23年度から平成28年度までの総工事資金合計は2,039億円であり、今回の変更の工事資金を上回る工事資金を自己資金及び借入金により確保している。
- 平成29年度以降についても、自己資金及び借入金により工事資金を安定的に確保していく。